

令和 6 年度県外向け佐賀の子育て環境の魅力発信等業務委託仕様書（案）

1. 目的

佐賀県では、結婚、出産、子育ての希望がない、こどもたちが骨太で健やかに成長できる環境のもと、佐賀で楽しく子育てがしたいと思われるような佐賀県づくりを推進する「子育てし大県“さが”プロジェクト（以下当プロジェクト）」に取り組んでいる。

令和 4 年度より、福岡県在住の子育て世代をメインターゲットとして、充実した当プロジェクトの取組や本県の子育て環境の魅力について情報発信を行っている。

今年度も引き続き情報発信を継続して行うこととし、ターゲットが本県での子育てに対してよりポジティブな印象を持ってもらうために、本県への来訪を促すような企画、情報発信をすることで、子育て世代の佐賀県への移住や若者のリターンの気運醸成を図る。

2. 委託業務内容

① ターゲットの本県への来訪を促す企画

- ・ 本県の子育て環境の魅力として「子育てし大県“さが”プロジェクト」の充実した取組、住環境など安心して子育てができる環境、豊かな自然、歴史、文化等を活かした本物体験ができ、子どもたちが骨太で志を持って成長できる環境が整っていることが挙げられる。
- ・ その魅力を活かして、ターゲットがこども連れでその環境を体験できる機会を提供すること。（佐賀の子育て環境 PR イベント、佐賀での暮らし体験ツアー等体験機会の形態は問わない）
- ・ 提供する体験機会は、就学前のこどもも参加できるものとする。
（福岡県から佐賀県への転入者のうち 20 歳未満では、未就学児の割合が最も高く、佐賀県への移住を検討する際のハードルがこどもの年齢が低いほど少ないと考えるため）
- ・ 提供する体験機会は、参加者以外も佐賀の子育て環境の魅力に気づききっかけとなるようマスコミ等に取り上げられるような話題性のあるものとする。
- ・ また、上記体験に参加したターゲットが引き続き佐賀の子育て情報や佐賀県への移住情報に接触できるよう、参加者に LINE「さがっぴいの子育て応援」や佐賀県移住支援室の LINE「佐賀の移住子ちゃん」の友だち登録や移住支援室のメールマガジン「さが移住通信」に登録をしてもらうこと。

② メディアを活用した広報展開

- ・ ①の様子や「子育てし大県“さが”」の取組をターゲットに広く周知するために

メディアを活用した広報展開を行うこと（媒体は問わない）。

3. 目標及び効果検証等

- ・ 2. で本県へ来訪した子育て世代に対してアンケートを実施し、本県の子育て環境について好意的な意見が過半数を占める。
- ・ 体験機会に参加した保護者全員が LINE「さがっぴいの子育て応援」「佐賀の移住子ちゃん」に友だち登録し、メールマガジン「さが移住通信」にも登録すること。
- ・ その他指標となるものがあれば提案すること。

4. 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。

5. 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を 1 名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

6. 委託期間

契約締結の日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日まで

7. 予算上限額 12,600 千円（消費税及び地方消費税含む）

8. 納品物

① 実施計画及び工程表

[部数：各 1 部 媒体：紙またはデータ 提出時期：令和 6 年 10 月上旬]

② 業務完了報告書

[部数：1 部 媒体：紙またはデータ 提出時期：業務完了時]

③ 当事業で作成した成果物のデータ（印刷物等）、記録写真データ、事業効果検証データ（エクセル）等

[部数：1 部 提出時期：業務完了時]

④ 本業務において作成した資料、広報物等

[部数：2 部 媒体：現物 提出時期：作成時]

- ・ その他佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの本業務に

よって制作されたものについては、成果物として佐賀県へ提出すること。

9. その他

- ① 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- ② 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。
- ③ 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- ⑤ ④以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- ⑥ 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- ⑦ 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- ⑧ 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- ⑨ 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。
- ⑩ 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- ⑪ 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- ⑫ 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合と佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な

引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。